

胎動期における原子力の国際管理案 ——バルーク案及びグロムイコ案を中心に——

魏 栢 良

目 次

はじめに

第1章 バルーク案

1. バルーク案の概要

2. バルーク案の考察

第2章 グロムイコ案

1. グロムイコ案の概要

2. グロムイコ案の考察

終わりに

はじめに

「原爆の使用に関しては誰よりも私が一番動揺している。だが、私は日本軍の真珠湾奇襲と捕虜の殺害にも大いに動揺しているのだ。奴等に理解させるには我々が用いている爆撃という方法を用いるしかない。

獸と戦うには相手を獸として取り扱わねばならない。大変殘念なことだが真実なのだ。」

これは広島に原爆が投下された三日後、アメリカの Harry S.Truman 大統領が“復讐を論理の基本に据えた原爆投下の正当性”を主張し

た説明の一例である。この説明の書簡は全米教会連邦協会事務局長の「広島原爆投下は無差別に破壊する力を持ち、使用することは未来の人類に非常に危険な前例を残すことである」との批判に対する返事である。⁽¹⁾

不幸なことに、革命的なエネルギーとして発見された原子力は、その後の人類の歴史の中で、平和的というよりはむしろ軍事的に、人類の幸福というよりはむしろその尊厳に反する方向に、利用されてきたのである。1938年の核分裂の発見以来、原水爆をはじめとする多種多様の核兵器の開発は、原子力利用の主要目的が軍事的使用であったことを、この上なく端的に示すものであった。他方で、おくれて登場した原子力商業利用の主要形態としての原子力発電も、原子力産業界の強力な推進で加速してきた。しかしそこにも軍事的な原子力戦略への従属を別としても、宿命的な放射能被害が人類の存亡の危機及び自然破壊を召来するかもしれないという不安が潜んでいる。

このような状況は、直接的には、核分裂を発見した反ナチス亡命物理学者の執念ともいべき報復心と、権力誇示の欲望にみちたいくらか

(1)Samuel McCrea Cavert to HST, August 9, 1945, 692-A, Official File, HSTL.

Gar Alperovitz, The Decision to Use The Atomic Bomb, The Exploratory Project for

Economic Alternatives, 1995

鈴木俊彦他訳『原爆投下の決断の内幕下』株式会社ほるぶ出版、1995、219ページ

の政治家たちの心情に由来し、いっそも基本的には、当時の国際的・軍事的状況に由来することは否定すべくもないであろう。⁽²⁾

それとともに、原子力の発見がもたらしたいまひとつ大きな問題は、技術の発達とともにその管理に関する法的問題である。もとよりこの種の問題は、ひとり原子力の分野にだけ存在するわけではない。機械文明の発達や石油化学工業産業のもたらす様々の公害、遺伝子生物学の分野での種の保存と生誕及び頭脳に対する科学的操作、最先端科学情報網による世界戦略考案 (Cyber War)⁽³⁾など、科学技術の発達がそのまま人類の幸福に直結するという単線的構造はしだいに崩壊しつつあるといってよい。科学技術の発達は、それに照応する理性的管理をともなわなければ、かえって人類に不幸と、そして最終的には存亡の危機をさえもたらす可能性を内包している。原子力の発見は、このような問題の存在を、はじめて人類に提起したといってよい。

原爆として出現した原子力は50年経た今日においても、それを取り巻く状況は変化したのだろうか。世界戦略上、科学及び技術、産業界で常に最先端の地位を維持し、国内・外社会、経済、医療界などあらゆる分野で、その開発、使用、利用に関する各国の競争は凄まじさを増している。原子力は生まれながら野心家の羨望の対象として運命付けられたのかも知れない。

「ごく短時間、半径三十キロの地域で日中の

(2)Ronald Takaki, HIROSHIMA, Why America Dropped the Atomic Bomb, Little, Brown and Company, Boston, 1995

山岡洋一訳『アメリカはなぜ日本に原爆を投下したのか』草思社、1995、12-15ページ

Gar Alperovitz, The Decision to Use The Atomic Bomb, The Exploratory Project for Economic Alternatives, 1995

鈴木俊彦他訳『原爆投下の決断の内幕下』株式会社ほ

太陽の何倍にも当たる光が輝いた。巨大な火の玉ができ、数秒間つづいた。「金色、紫、みれ色、灰色、青」のさまざまな光が、「近くの山脈の頂を、谷を、稜線を照らし」、火の玉は「きのこ雲」になって、「三千メートルを越える上空に達した」。⁽⁴⁾

このコメントは1945年7月16日、アメリカのStimson陸軍長官がTrumann大統領に原爆の実験結果を報告する際、朗読した一部である。

人類史上、はじめての大発見、科学者の力の結晶とも言うべき原子力が全人類の前に誕生して以来、その開発の推進を図る国家は増える一方である。国家の原子力の確保という軍拡政策は人類を存亡の危機の尖端に立たせている。誕生以来50年の原子力は、軍事使用及び商業利用などを取り巻く状況を顧慮すると、その使用、利用そして開発の正当性をいかに主張することができるだろうか。最先端の科学を用いても、真の人類の立場に見合う正当性の裏付けは不可能であり、また文明諸国の法規を適用しても、とりわけ人道法をはじめ国際法の普遍的な諸原則に適した、その合理的な判決はあり得ないと断言することができる。

一方、原子力の商業利用の面においても、この50年間目覚ましい発展を遂げた。しかしその革新ともいるべき急成長の陰に潜んだ恐怖、旧ソ連の Chernobyl 原子力発電所の大惨事など⁽⁵⁾、その不安は現在においても衰えを知らず拡大する一方である。

るぶ出版、1995、18-19ページ

(3)Douglas Waller, CYBER WAR, TIME INTERNATIONAL, August 21, 1995, pp.26~34

(4)Ronald Takaki, HIROSHIMA, Why America Dropped the Atomic Bomb, Little, Brown and Company, Boston, 1995

山岡洋一訳『アメリカはなぜ日本に原爆を投下したのか』草思社、1995、23ページ

(5)魏 栄良「国境を越えた原子力事故対策」『大阪経

アメリカをはじめとする各国は原子力商業利用の安全性を確保するために、国内法として原子力管理法令などを制定し、また国際的には、さまざまな国際条約を締結し、その実現に向けて取り組んできた。国際条約には、二国間の協定と、多国間条約がある。アメリカを中心とするいわゆる自由諸国間の協力協定や、旧ソ連を中心とするいわゆる共産圏諸国間の協力協定などは前者の例である。また国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency, IAEA)、ヨーロッパ原子力共同体 (European Atomic Energy Community, EURATOM.)、ヨーロッパ原子力機関 (European Atomic Energy Agency, EAEA.)、OECDの原子力機関 (The OECD Nuclear Energy Agency, NEA.)⁽⁶⁾などの多国間または地域間組織を通じて結ばれてきた諸条約は後者の例である。さらに原子力事故、特に原子力発電所の事故後対策として、その災害の最小限の縮小とその早期復興体制の確立を目標に、原子力事故の際の早期通報に関する条約 (Convention on Early Notification of a Nuclear Accident) と原子力事故及び放射線緊急時における援助に関する条約 (Convention on Assistance in Case of Nuclear Accident or Radiological Emergency)⁽⁷⁾、そしてその被害及び災害における損害賠償及び補償制度に関する条約⁽⁸⁾などが締結された。国内法を別にして、このような協定や条約の存在にもかかわらず、その安全管理規制に

『済法科大学アジア研究所年報4号』、1992、33ページ
(6)OECD/NEA, *The Regulation of Nuclear Trade*, 1988, pp.51-58

John Dewar, Abdul Paliwala, Sol Piccotto and Matthias Ruete, eds., *Nuclear Weapon, The Peace Movement and The Law, List of International Treaties and Resolutions*, The Macmillan Press Ltd, 1986, pp.xiv-xvii

(7)魏 柏良「国境を越えた原子力事故対策」『大阪経

対する人類的信頼が十分に繋ぎ止められてきたとはいがたい。原爆を最初に保有したアメリカが、国際管理の世論を無視し、その企業的独占と保持による実力の外交及び軍事的行使⁽⁹⁾とによって、自国と他の諸国との間に大きな歪みを生ぜしめてきたことも、その一因であったように思われる。しかしその主な原因是、各国が“原子力確保政策”を強力に推進及び実施する一方で、それらの国際条約の遵守義務を怠ったことによる歪みの拡散であると思われる。

“原子力の国際管理”と“原子力兵器禁止”案を企画した最初の段階において、アメリカと旧ソ連両国の提案には、原子力の安全管理と商業利用における評価できる規制があったのである。原爆投下の50年目に当たる現在、特に採択されるべき条項の実現の願いを込め、再吟味することにした。このような問題意識にもとづきながら、本論では、原子力の国際管理案である、バルーク案 (The Baruch Plan) とグロムイコ案 (The Gromyko Proposal) の全般にかけての考察を行い、原子力の国際管理における主要な法規に焦点を当て論じることにする。原子力を取り巻く当時の様々な状況、とりわけ、米・ソ二大国の政治関係、国際戦略におけるそれぞれの思惑を明確化するため、両国の両案の全文をできるだけ紹介することにする。もとよりこの巨大な原子力開発の歴史的座標を決定するには、政治、経済、産業、社会、科学などの多角的視点を用意することが必要であろう。しかし

『済法科大学アジア研究所年報4号』、1992、38-43ページ

(8)魏 柏良「原子力損害賠償に関する条約」『大阪経済法科大学アジア研究所、東アジア研究第7号』、1994、38ページ

(9)Arther Selwyn Miller and Martin Feinrider, eds., *Nuclear Weapons and Law*, Greenwood Press, 1984, pp.21, 22

本論は、原子力の国際管理問題に焦点をあて、それにかかわるかぎりで、国連及び国際政治的背景を叙述することにしたい。

第1章 バルーク案

1. バルーク (Baruch) 案の概要

1946年6月14日、国連の原子力委員会 (The United Nations Atomic Energy Commission, UNAEC.) の第1回会合が、予定どおり、ニューヨークブロンクス区の Hunter College の体育館を会場として開かれた。アメリカ、旧ソ連(以下ソ連という)を始めとする12か国の代表⁽¹⁰⁾を前に国連事務総長 Trygve Lieが開会の挨拶を行い、アメリカの専門家代表団⁽¹¹⁾と共に国連原子力委員会の専任代表でアメリカ代表でもあるBaruch氏より、『The Baruch Plan』⁽¹²⁾が述べられた。

原子力の国際管理構想を統括した歴史的なBaruch案の骨子の抜粋は以下の通りである。

まず原子力の国際管理の実現のため、国際条約の締結の必要性を提示している。

「原子力の平和的利用を確保し、これを戦争

に使用することを防止する機構を、われわれは策定せねばならない。この目的のためには、各国により同意された取り決め (The Agreement) の違反者をただちに、迅速に (swift)、かつ確実に罰する規定が必要である。国際連合は、ソ連、イギリス、フランス、アメリカによって適用されたニュールンベルグ原則⁽¹³⁾に基づき、個人的責任とその処罰とを規定し得るはずである。このニュールンベルグ原則は世界の将来を益することは確かである。一熱心に、かつ希望を込めて絶対兵器を探し求める科学の力は、この国において、その実を結んだ。しかし、アメリカは、この兵器を禁止し、かつ破棄して、それを人命の損傷のために使用しないという条約に世界が参加するならば、ただちにこれに応じようとするものである。」

そして第一回国連総会決議を打ち出し、原子力の国際管理の根幹を強調した。

「『第5項 原子力委員会の付託条項

(Section V. Terms of Reference of the Commission)

a) 平和的目的のための基礎的科学情報を各国に広く交換すること。

- (10) アメリカ Bernard M. Baruch,
イギリス Sir Alexander Cadogan
エジプト Dr. Hafez Pasha Afifi
オランダ Dr. E.N. Van Kleffens
オーストラリア H.V. Evatt
カナダ General McNaughton
ソ連 A.A. Gromyko
フランス Alezander Paradi
メキシコ Dr. Duis Padilla Nervo
中華民国 郭泰祺 (Quo Tai-Chi)
ポーランド Dr. Oscar Lange
ブラジル Captain Alvaro Alberto
前田 寿『軍縮交渉史』財団法人 国際文化会館、
1966年、77ページ
- (11) アメリカ代表団には Tolman, Oppenheimer, J.R. Urey, H.C. Thomas J 及び Compton A.H. と

いったエキスパートから成る科学者顧問団も含まれ、唯一の原爆保有国として会議に臨む強固な決意が現れている。

- (12) 前田 寿『軍縮交渉史』財団法人 国際文化会館、
1966年、78~82ページ

Rechard Dean Burns, ed., Encyclopedia of Arms Control and Disarmament III, Charles Scribner's Sons, 1993, pp.1242~1247

- (13) 1946年12月11日、国連総会は全会一致で、「ニュールンベルグ裁判所条例及び当該裁判所の判決によって承認された国際法諸原則」を確認した原則である。七つの原則では特に、平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪、など「人類の平和と安全に対する犯罪について法典」である。

国際法学会[編]『国際関係法辞典』三省堂、1995、630ページ

b) 原子力を平和目的のために (for peaceful purposes) のみ使用することを保障するに必要な範囲で、原子力管理を行うこと。

c) 原子力兵器および大量破壊に使用し得るその他一切の主要兵器 (all other major weapons) を各国軍備より廃棄すること。

d) 違法諸国を違反ならびに脱法行為の危害 (the hazards of violation and evasion) から守るため検査その他の方法による有効な安全保護措置をとること。」⁽¹⁴⁾」

また原子力の国際管理の担当機関の創設を提唱している。

「アメリカは国際原子力開発機関 (International Atomic Development Authority, IADA,) の創設を提案⁽¹⁵⁾する。そしてこの機関は、原料から、つぎの諸項目に及ぶところの、原子力開発ならびに使用の全局面が委託されるべきであるとするものである。

1) 世界の安全保障に対して、潜在的危険をもつ一切の原子力活動の管理 (managerial control) または所有権 (ownership)。

2) その他一切の原子力活動を管理し、検査し、かつ許可する権能。

3) 原子力の福祉的使用 (the beneficial uses) を育成する義務。

4) 本管理機関を、原子力知識の先端 (the forefront of atomic knowledge) に置き、かつこれを理解し、原子力の悪用 (misuse) を探知できるようにする積極的性質をもつ研究と

(14) 本付託条項は、1945年11月15日、アメリカ、イギリス、カナダ3国首脳のワシントン会議の結果、原子力に関する共同宣言での原子力委員会の任務に関する条項である。そしてソ連の Molotov 外相、イギリスの Bevin 外相、アメリカの Byrnes 国務長官のモスクワ会議の結果に基づくものである。この3人は1945年12月27日、この国際原子力委員会の設立を提案したのである。

Paul C. Szasz, The Law and Practice of the

開発の責任。また機関が有効に活動し得るためには、機関みずからが、原子力知識ならびに開発の世界的指導者とならねばならない。原子力の知識の所有がもたらす偉大な力は本機関の法的権威を補うことになる。」

原子力の活動における管理規制の実施については、

「兵器としての爆弾を含む原子力管理の適当な体制が協定され、かつそれが有効に活動を開始し、恥すべき国際犯罪に対する管理規定の違反に対して当然加えられるべき制裁が定められたならば、われわれは、つぎの諸項目を実施することを提案するものである。

1) 原子爆弾の製造はこれを停止する
2) 現有の原子爆弾は、条約の規定にしたがってこれを処分 (disposed) する。

3) 国際原子力管理開発機関に、原子力生産方法に関する一切の情報を提供する。」とし、違反行為に関する罰則の制定についても言及している。

「つぎに違反行為についてのべよう。協定においては、各国がそれを欲し、またその執行が可及的に迅速、かつ確実たることを必要とするような重大な性質の罰則 (penalties of as serious nature) は、下記違反に対して制定されるべきである。

1) 原子爆弾の不法所有または使用。
2) 原子爆弾に使用し得る原子原料の不法所有。または分離 (separation)。

International Atomic Energy Agency, International Atomic Energy Agency, Vienna, 1970, pp.11~12

(15) この提案は、1945年11月15日、アメリカ Truman 大統領が、イギリス首相 Attlee 氏、カナダ首相 Mackenzie King 氏とともに、原子力の全分野に渡る国際管理が緊急に必要であるという共同声明を発したことに、その源を発している。

3) 管理機関の所有にかかる、あるいは管理機関により許可された工場その他財産の占奪(seizure)。

4) 管理機関の活動に対する故意の妨害(wilful interference)。

5) 國際管理機関の許可に反した方法により、または許可なしに (in the absence of) 危険性ある生産計画を創始し、またはこれを操業(operation)すること。」

安全保障理事会の拒否権については、

「原子力の分野に関する限り、國際連合憲章の拒否権にただちに関連するものであろう。憲章の定によれば、制裁は5大国——ソ連、イギリス、中華民国、フランス、ならびにアメリカ——すべての一一致せる賛同を必要とする。

私がここで触れているのは、この特殊な問題に影響を及ぼす限りでの拒否権であることを明らかにしておきたい。原子力を、破壊的目的のために開発または使用してはならぬという厳肅な協定の違反者を擁護するために、拒否権が存在してはならない。爆弾は討議を持ってはいない」とし、拒否権の留保を主張した。

また原爆の廃棄についても、

「一国がその決勝兵器 (any winning weapons) を廃棄 (relinquish) しようとする場合には言葉だけの保障を与えられただけではできるものではない。確固たる安全保障が与えられねばならぬ。それもたんに原子力分野における違反者に対してのみならず、他の兵器、—細菌的、生物的、毒ガスなど—の不法行使者に対するものでなければならず、おそらくさらに、—反対があるべきはずはない信じるが—戦争そのものが起こらぬ保障が必要である。」というように条件付きのものであった。

國際原子力開発機関の管理案の骨子は以下の通りである。

「私はここに、管理案の骨子 (the fundamental features of a plan) となるべき次のような方法を提案する。

1) 総則 (General.)

管理機関は原子力の全分野にわたる管理計画を樹立し、各形態の所有、支配、許可、操業、検査、研究、ならびに機関職員による運営を通じて、これを実施する。管理機関は、この管理計画が制定された後、関係国の経済計画ならびに現存の私人、団体および国家間の関係には、できる限り干渉を避けるべきである。

2) 核物質原料 (Raw Materials.)

管理機関は、その最初の目的の一つとして、ウラニウムおよびトリウムを世界に供給するため、安全かつ正確な情報を入手し、ウラニウムおよびトリウムを、その支配下におく。これら原料の各種の存在形態に応じた正確な管理構造 (the precise pattern of control) は、それぞれの異なる状況、地理的、採掘的、精錬的、ならびに経済的事実に基づいて決定されるべきである。管理機関は不斷に踏査 (survey) を行い、ウラニウムおよびトリウムの世界の地理的賦存に関し、最も完全な知識を所有せねばならない。我々は現存の世界のウラニウム及びトリウムの資源に関する一切の情報を知り得た後においてのみ、その生産、精錬、配分に対する公正な (equitable) 計画を樹立し得るのである。

3) 第一次生産工場 (Primary Production Plants.)

管理機関は、核分裂可能物質 (fissionable materials) の生産において、その経営管理を全面的に実施する。このことは、核分裂可能物質の危険量を生産する一切の工場を機関が管理し、運営し、そして、これらの工場の生産した核物質を機関が所有し、管理することを意味する。

4) 原子爆発物 (Atomic Explosives.)

管理機関には、原子爆発物の分野における研究を遂行する独占的権利 (sole and exclusive right) が付与されるべきである。原子爆発物の分野における研究活動は管理機関に原子力分野における最新知識の保有をもたらせ、そして、その活動によって原子爆弾の不法製造を防止する目的をも達成できる要である。管理機関を最高の情報を完備した機関 (the best informed agency) として維持させることによってのみ、原子力活動の中、本質的に内包される危険活動あるいは非危険活動 (intrinsically dangerous or non-dangerous activities) の境界を、明確に区別することができるのである。

5) 原子力活動ならびにその物質の戦略的分配 (Strategic Distribution of Activities and Materials.)

安全保障上、本質的に危険だという理由によって、管理機関の独占下に置かれた原子力活動は、全世界に分配されるべきである。同様、核物質の原料ならびに核分裂可能物質の貯蔵も、集中されるべきでない。

6) 非危険な原子力活動 (Non-Dangerous Activities.)

管理機関の機能は、原子力の平和的利用 (the peacetime benefits of atomic energy) の増進に置かねばならない。原子力の研究 (ただし爆発物を除く)、研究用原子炉の使用：非危険性の原子炉による放射性トレーサーの製造、その放射性トレーサーの使用、ならびにある程度までの出力の発生などは、管理機関からの適当と認めた許可の下で、各国及びその市民に開放すべきである。核物質の変成の使用には、やはり適当な保障措置 (suitable safeguards) が必要であり、上記の目的のために、管理機関の下で、貸与、またはその他の調整方法によって

供給を行うべきである。保障措置の一環の核燃料の変成化の処置 (denaturing) に関しては、一般に過大評価されていたと思われる。

7) 原子力活動における危険性、非危険性の定義 (Definition of Dangerous and Non-Dangerous Activities.)

危険性ならびに非危険性活動の間に、合理的な境界線をひくことができるとはいえ、この境界線はそれ程明瞭ではない。それゆえ、その問題を絶えず再検討するように、かつ状況の変化と新発見に応じて、その境界線に関する規定を修正が可能なように規定されねばならない。

8) 危険性活動の操業 (Operations of Dangerous Activities.)

ウラニウムまたはトリウムを処理する工場が、一度でも危険な使用の可能性が潜在すると至ったときは、管理機関の最も厳格な規制を適用すべきは勿論、管理機関の合法的な立ち入り検査 (the competent inspection.) を受けなければならない。さらにその実際の操業も管理機関の経営、監視ならびに管理の下におかれるべきである。

9) 立ち入り検査 (Inspection.)

本質的に危険性がある原子力活動を、管理機関が独占的に行うこととすれば、立ち入り検査の困難は減少される。管理機関だけが、合法的に危険性ある原子力活動を行う唯一の機関だとすれば、管理機関外の者による操業が発見されたならば、それは明白な危険信号となる。立ち入り検査はまた管理機関の許可権行使 (the licensing functions) に関連しても行われる。

10) アクセスの自由 (Freedom of Access.)

管理機関の認定代表に対しては、出入り (ingress and egress) の自由が十分保証されねばならない。管理機関の検査活動の多くは、機関の他の諸機能達成の必要から生じ、またこ

これら諸機能に附隨して生じる。核物質原料の厳重な管理には、管理機関の重要な検査措置が伴わねばならない。これこそ、原子力管理計画の鍵である。核物質原料の試掘、実地調査、研究の絶えざる励行は、たんに管理機関の福祉増進機能に貢献する目的に対してのみならず、各国民またはその市民による核物質原料分野における秘密操業を防止する目的にも役立つように設定されねばならない。

11) 職員 (Personnel.)

管理機関の職員は、立証された能力を基礎にして (on a basis of proven competence)、採用されるべきであるが、同時にできる限り国際的な基盤に立って採用されるべきである。

12) 段階的進行 (Progress by Stages.)

管理体制の創設の際、その第一着手は管理機関の機能、責任、権限 (powers) 並にその限界など、総合的な権利を規定することである。ひとたび、管理機関の憲章が採択されたとしても、この憲章に対して責任を負う管理機関ならびに管理体制が完全に組織され有効なものとなるためには日時を要するであろう。それゆえ、管理計画は段階を追って実施されるべきである。これら段階的実施案は管理機関憲章に具体的に明記され、または本原子力委員会の創設を採択した国際連合総会決議の趣旨に添って、管理機関憲章に段階的移行の方法が別途設定されるべきである。

13) 秘密公開 (Disclosures.)

国連原子力委員会の原子力に関する討議においては、アメリカは自己の主張する諸提案の理解に必要な情報を提供する用意がある。

それ以上の公開は、万人の利益のため (in

the interests of all)、条約の批准を待たねばならない。管理機関が実際に設立された場合、アメリカは他の諸国とともに、当機関に対して、その任務遂行に必要な組織構成上の詳細な情報を提供することができる。国際管理が段階を追って進行する状況に対応して、アメリカは各段階が必要とする範囲において、その分野における国内の原子力管理の諸活動を、国際管理機関の下に移譲する用意がある。

14) 國際管理 (International Control.)

管理機関が設立された場合、各国民政府 (national bodies) にその国内の原子力管理における許容限度 (the extent of control to be allowed) については多数の問題が介在するとみられるのである。純粹に原子力の管理及びその開発に専念する国内管理機関でも、国際管理機関の有効な運営に必要な限度において、国際管理機関にその活動は従属するべきである。このことは国内管理機関の創設を是認するものでも、否認するものでもない。本原子力委員会は、かかる国内管理機関の義務と責任の範囲を明確にすべきである。」

上記の主な内容は、アメリカのアチソン・リエンサル及びバルーク案 (The Achson-Lilienthal Report And The Baruch Plan.)⁽¹⁶⁾ を基にしたものである。この Baruch 案はアメリカと西側陣営の案として、原子力の国際管理における諸規制の試金石になるのである。

2. バルーク (Baruch) 案の考察

Baruchの演説で提案されたいわゆる Baruch 案から、その要点を大きくまとめると、以下の四つに分けることができる。

pp.13~16

前田 寿『軍縮交渉史』財団法人 国際文化会館、1966年、65~68ページ

(16) Paul C. Szasz, The Law and Practice of the International Atomic Energy Agency, International Atomic Energy Agency, Vienna, 1970,

第1、新原子力の時代の到来につき、世界平和か、世界破滅か、そのいずれかの選択に攻められた状況を説明している。軍事的使用の際、原子力がもたらす破滅の結果とその可能性。そして商業的利用の際の人間福祉面における効果及びその展望など原子力の科学的な面の本質とその使用における人間の野望的な本質との関わり、そしてその選択の指針を提示している。つまり原子力の使用を誤れば人は永劫にその恐怖の奴隸となる、反面それを信義をもって利用すれば、人類の救済にもなり、やがて世界平和に貢献できると断言しているのである。

第2、原子力の有効な安全保障並びに軍備制限を実現するため、国際原子力開発機関(IADA)の創設の必要性をうたっている。原子力の開発活動において潜在的危険性を絶つために、その一切の活動を管理し、検査し、許可する権能をもつ機関の設置を訴えている。その機関の活動の目標として二つを上げている。すなわち原子力の福祉的使用を育成する義務とその悪用を探知できる研究、開発の責任である。⁽¹⁷⁾

第3、原子力の軍事使用のための活動を国際犯罪として指定し、強制力ある制裁、つまり国際法の適用を主張している。原子爆弾の不法所有、使用、その原料の不法所有、または分離などつまり不法活動に対する迅速、かつ確実な罰則を制定すべきであると力説している。その効力を強化するため、国連安全保障理事国の拒否権まで排除するという処置を提案している。⁽¹⁸⁾

第4、原子力を国際的に管理すべき管理機関の案とその任務にたいする具体的な実施項目である。総則の第1項目から国際管理の14項目で

編成されている。原子力の全分野に渡る管理計画を樹立し、所有、支配、許可、操業、検査、研究並びに管理機関の職員の資質などの取り決めである。特に、原子爆発物分野における研究は、管理機関にその独占的権利を付与すべきであるという強行な管理体制を提唱している。

Baruch案における国際原子力開発機関の主な機能は以下の通りである。⁽¹⁹⁾

- 1) 国連の下に国際原子力開発機関(IADA)を設ける。この機関の活動や、原子力に関する諸条約の違反に対する処置については、全員一致制も、五大国(米・ソ連・英・仏・中国)の拒否権も、適用しない。
- 2) 同機関は原子力の商業利用の目的のため、その開発ならびに育成の義務を負う。
- 3) 原子爆発物の研究は、国際原子力開発機関が独占的に行う。
- 4) 同機関は原子力に関する原料物質(ウラン鉱、トリウム鉱)に関する一切の情報を収集し、そして、これらの核原料物質を支配及び管理下におく。
- 5) 同機関は核分裂性物質の生産について全所有権とその経営、管理を独占的に実施する。
- 6) 同機関は各国の研究原子炉など保有の許可について、排他的権限を有する。
- 7) 同機関は当機関の許可、規定に反した原子力活動に罰則を制定し、履行する権能を有する。
- 8) 同機関は全原子力活動に関して厳重な监察を行う権能を有する。
- 9) 同機関の職員は、原子力の知識に関する能力を最優先の基準として選び、そして国際地理的配分の原則を採用して選定する。
- 10) 原子力の国際管理は段階的計画の下に実

(17) Rechard Dean Burns, ed., Encyclopedia of Arms Control and Disarmament II, Charles Scribner's Sons, 1993, p.774

(18) Id. p.774

(19) 前田 寿『軍縮交渉史』財団法人 国際文化会館、1966年、87、88ページ

施する。アメリカは国際管理体制の段階が進むにつれて、原子力の国内管理を国際管理機関に委譲する。

アメリカは原子力の全般に関し、国内・外を問わず完全管理の図式を模索したのである。核燃料物質の原料鉱石から核分裂性物質が消耗し、核分裂生成物が生じる化学的過程を含め、その利用、使用、その管理におけるすべての科学的知識など、原子力の完全管理とその独占を範疇に入れた膨大な構想といえる。⁽²⁰⁾

国連原子力委員会の第2及び第3会合でのBaruch案の評価は、東西両陣営で正反対となつた。イギリス、カナダ、フランスをはじめ、西側諸国がBaruch案を支持したのは、一つはアメリカとの結束を固める必要という、当時の国際政治的状況に由来したと思われる。⁽²¹⁾しかし、原子爆弾の巨大な破壊力を怖れる人々は、Baruch案が、段階を追ってにせよ究極的には原子爆弾の廃絶ないし原子力活動の完全国際管理をうたっていることに共感したためでもある。Winston Churchillの言葉を借りると、つぎのようになる。「Baruch案ほどこれら巨大な原子力問題を上手く取りまとめたものはない。」⁽²²⁾

このような評価は、第2次世界大戦後、はじめての核軍備撤廃案を打ち出したという革新的な意味合いを持つ。最新で、最強の「原子爆弾」の「撤廃」という案は、その当時の国内及び国際の政治状況から判断すると非常に勇気ある決断であったと推定できる。

Baruch案の特徴を考えると、第一に、現にアメリカが保有している原爆については、実質上アメリカの廃棄が回避されることになっている点である。この演説の中には「原子爆弾の製

造停止」「現有の原子爆弾の処分」が提案されではいる。しかしそれは即時に実施されるわけではなく「兵器としての原子力管理の適当な体制が協定され、かつそれが有効に活動を開始し、恥ずべき国際犯罪たる管理規定の違反に対して当然加えられるべき制裁が定められる。」ことが条件である。これと同様に「秘密公開」も「国際管理が段階を追って進行するに対応」して行われるにすぎない。なぜなら「一国がその決勝兵器を廃棄しようとする場合にはことばだけの保障を与えられただけではできるものではない。確固たる安全保障が与えられねばならぬ。それも単に原子力分野における違反者に対してのみならず、他の兵器—細菌的、生物的、毒ガスなどの不法行使者に対するものでなければならず、おそらくさらに戦争そのものが起こらぬ保障が必要である」とし、廃棄の条件成就が氣の遠くなるような前途にのみ存在することを示唆している。してみれば、アメリカによる原爆保有が、たてまえとしては「過渡期」にのみ許されるに過ぎないとしても実質的には、ほとんど恒常的にわたることになるであろう。いうなれば、国連において原爆独占の觀念的正当化の確立を目指したBaruch演説であったというべきである。

第二に、原子力の国際管理について、国際機関に強大な権限を集中させていることである。原子力原料の管理からはじまり、原子爆発物の研究の独占にいたるまで、およそいっさいの原子力活動が機関の統制下に服せしめられることになる。それによって後発国の原子兵器開発は封ぜられ、第一で述べたアメリカの原爆独占が制度的保障をうけることになる。既得の核保有

(20) Rechard Dean Burns, ed., Encyclopedia of Arms Control and Disarmament II, Charles Scribner's Sons, 1993, p.752

(21) Id. p.775

(22) Id. p.775

国の核兵器を温存しながら、核不拡散を図るという後年の核不拡散条約（NPT）の原型をここにみることができる。

第三に、強大な権限の集中する国際機関において、5大国の拒否権が否認されていることである。安全保障について優越的権限をもつ安全保障理事会が5大国一致の原則が採られているのに対し、原子力管理についてはこの枠をはずそうとするわけである。1946年12月27日にBaruch代表は拒否権問題に関する声明書を発表した。⁽²³⁾ そこでのアメリカの立場は「国際管理機関に参加するか否かは各国の自由であり、いわば拒否権が認められるのであるが、これに加わる以上は、その活動や、条約違反に対する措置についての拒否権は認められない」ということにあった。国連において安定的かつ圧倒的多数を制していた当時のアメリカであってみれば、意のままになる国際管理機関の設立か、それとも原爆の独占かという、いずれにころんでも失うところの少ない二つの選択肢を提示したことになる。

Baruch案の機関の職員の構成においても、地理的配分を第二次的基準とするものの、第一次的には「立証された能力」を基準として職員を採用すべきものとしている。しかし、少なくとも原子力の専門的能力についていえば、それに関して「立証された能力」をもつ者のはくはアメリカ人科学者である。このような構成をもつ機関が原子爆発物の独占的研究をはじめ、原子力管理に強大な権限を集中させるという提案をみれば、アメリカの意図はいよいよ明らかで

ある。

しかし、アメリカ案を文言通り解釈すると、最大の関心事は、原子力の軍事的使用的根絶を図る絶好の機会であったということである。上記の一から三までの思惑があったにしろ、アメリカが要求する諸案を実現する可能性が最も熟した時期であったといえる。第二次大戦後、当時の国際政治上の諸々の状況、特に米・ソを中心に東・西間の対立の初期の段階など⁽²⁴⁾を顧慮すれば、その実現の可能性を伺える機会はかなり高いと思慮される。1945、6年当時、原爆保有国はまだ一ヵ国であり、科学的知識の欠如、不十分な経済的余裕、世界戦略上のアメリカの優位的状況などは、原爆を永遠に葬る国際条約など法的措置の制定、その履行に必要とする国際・国内機関などの制度の確立に適した環境であったといえる。その千載一遇の絶好の機会を掴むことができず、現在に至るまで50年間、原子力の国際管理は国際舞台で様々な論議を巻き起こしているのである。その主な理由は、特に米・ソを中心とした東・西の対立の激化、特にアメリカの原子力の独占策と旧ソ連のその獲得策の熾烈な作戦によるものである。⁽²⁵⁾

第2章 グロムイコ案

1. グロムイコ（Gromyko）案の概要

1946年6月19日、国連原子力委員会の第二回会議でGromykoソ連代表は、ソ連案を提示した。⁽²⁶⁾ 彼の演説のうち、ソ連案とみるべき部分の抜粋は次の通りである。

Growth of a policy, US State Dep't Publ.
2702;1946

(26) International Control of Atomic Energy,
Growth of a policy, US State Dep't Publ.
2702;1946

U.N. doc. AEC/8, June 24, 1946

(23) 日本原子力問題、理論社、111ページ

Rechard Dean Burns, ed., Encyclopedia of Arms Control and Disarmament II, Charles Scribner's Sons, 1993, p.779

(24) Id. p.771

(25) International Control of Atomic Energy,

まず、原爆の製造並びにその使用を禁止する国際条約の締結を提唱している。

「1946年1月24日の国連総会の決議を果たす最初の手段の一つとして、ソ連代表は、原子力を大量破壊の目的のために使用する兵器の製造、ならびに使用を禁止する国際条約（international convention）の締結問題が考慮るべきことを提案する。かかる条約の目的は、原子力兵器の製造ならびに、使用を禁止し、原子力兵器の現存ストックを破壊し、この条約に対する一切の違反行動を処罰する（condemnation）ことでなければならない。ソ連代表の意見としては、上記の性質の条約を制定し、これを締結することは、原子力を人類の危害のために使用することを防止するに必要な最初の手段の一つ（one of the primary measures）にすぎない。これにつづいて、上記条約に包含された規定と義務の厳重な履行を保障する方法の確立（the establishment of methods to ensure the strict observance the terms and obligations）と、条約の履行に必要な、また原子力の不法使用（the unlawful use of atomic energy）に適用さるべく制裁（the sanction）を決議するに必要な管理体制の確立を目的とする他の手段がとらるべきである。全文明世界の世論はすでに、戦争における窒息ガス（asphyxiating）、毒ガスとその他この種のガス同じく同様の液体、固体、さらに細菌の使用（bacteriological means）を禁止するための、協約を締結し（concluding corresponding agreements）、その使用を厳禁することを正当に強調している。」

そして原子力兵器の製造また使用を禁じるべき各国の義務の必要性を強調した。

「原子力兵器を製造または使用（employ）しないという義務を各國が負担する必要は、こ

の兵器の性質が、その使用によって平和的住民（the peaceful population）に対し、いまだかつてない重大な悲惨事をもたらすという事実からも帰結される。この兵器の使用的結果は、戦争法規（the rules of warfare）は罪のない一般市民の殺戮（the extermination of innocent civilian populations）を許さずという、幾世紀に渡って、人類の良心に植え付けられ、万人が認める規範と理念と相容れないものである。」

国連原子力委員会の主な任務に関しては以下の通りに提示した。

「わが政府の指示にもとづき、私は本委員会に対して二つの具体的提案（two concrete proposals）を提出して、その考慮を求めるものである。この提案は、ソビエト政府の意見によれば、委員会が安全保障理事会に提出すべき勧告の基礎となり得べく、また平和の強化に重要な貢献をなし得るものである。これら提案はつぎの通りである。

（1）原子力を大量破壊の目的のために使用する兵器の製造、ならびに使用の禁止を規定する国際条約の締結（the conclusion）に関する提案（concerning）。

（2）原子力委員会の事業（the work）の組織に関する提案。

先ず、第一の提案のテキストを朗読する。

原子力の大量破壊目的のための使用に基づいた兵器の製造、その使用を禁止する国際条約草案（Draft International Convention to Prohibit the Production and Employment of Weapons Based on the Use of Atomic Energy for the Purpose of Mass Destruction）

原子の分裂（the splitting of the atom）に関連する科学的大発見の重大意義、ならびに原

子力の獲得および使用を福祉の増進と世界の人々の生活水準の向上及び人類の利益に資する文化および科学の発展のために行うことの重大意義を深く認識し；

国際協約がすでに、戦争における窒息性、毒性その他同様のガス、液体、固体その他の加工品 (processes) ならびに細菌の使用を禁止したという事実、またこれらの使用が文明世界の世論による正当にも糾弾されている (rightly condemned) という事実の重大性を認識しつつ、かつ原子力兵器を人類の大量破壊に使用することとの国際的禁止が全世界人民の希求と良心とに一層大きく答えるものであることを考慮しつつ；

これらの科学的発見が人類の危害に、かつ人類の利益に反して使用される危険防止を堅く決意し；

原子力兵器の製造ならびに使用を禁止する条約を締結すべく決意し、この目的のために全権委員を任命し、〔全権委員氏名列記〕、委員は信任状の確認を受けたのち、下記を協定した：

第1条、締結国は原子力兵器の製造ならびに使用を禁止すべく全員一致決意し、またこの目的のために、以下の義務を負うことを厳粛に宣言する：

(a) いかなる状況のもとにおいても、原子力兵器を使用せざること；
(b) 原子力兵器の製造ならびに貯蔵を禁止すること；

(c) 本条約の効力発生後三ヵ月以内に、完成品たると未完製品たるとを問わず、原子力兵器の一切の貯蔵を破壊すること；

第2条、締結国は本条約第1条の違反が人類に対するもっとも重大な国際犯罪 (a most serious international crime against humanity) であることを宣言する。

第3条、締結国は本条約が効力を発生する日

より6ヵ月以内に、本条約の違反に対する厳重な制裁の国内立法を制定 (pass legislation providing severe penalties) しなければならない。

第4条、本条約の存続は無制限である。

第5条、本条約は国際連合加盟国たると非加盟国たるとを問わず、いかなる国にもその加入を解放されねばならない。

第6条、本条約は安全保障理事会の承認を得たのち、かつ批准が完了され、批准文書が国際連合憲章第23条に記載された国際連合加盟国を含む調印国の半数により、国際連合事務総長に保管のために寄託されたのちに効力を発生する。

第7条、本条約が効力を発生する以後において、国際連合加盟国たると非加盟国たるとを問わず、すべての国 (all States) を拘束する。

第二の提案のテキストを朗読しよう。

原子力委員会の事業の組織に関する
(Concerning the organization of the work of the Atomic Energy Commission)

1946年1月24日の国際連合総会の決議、なかんずく第五条にしたるされた委員会付託条項 (the terms of reference) に関する決議にもとづき、ソ連代表は委員会の初期の活動のための、下記事業組織計画を提案することを必要と認める。

I. 原子力委員会の分科委員会の設立

“かかる任務を迅速に進め、問題の全局面を検討する” という総会決議に示された目的を達成するため、委員会の補助機関として二つの分科委員会を設立し、原子力問題の徹底検討と、委員会が国連総会ならびに国連のその他機関の決議を履行するため提出すべき勧告の作成が必要だと思われる。

下記の分科委員会の設立を提案する。

科学情報交換のための委員会 (Committee

for the exchange of scientific information)

本分科委員会は1946年1月24日の総会決議第5項(a)に示された目的を達成する目的のもとに設立されるべきである。

本分科委員会の任務は科学情報交換を組織するための実践的方法に関する勧告の作成を含むべきものとする。すなわち、

(1) 原子核の分裂に関連する科学的発見、原子力の獲得および使用に関するその他の発見の内容に関するもの；

(2) 原子力の獲得および使用のための技術ならびに技術的工程の組織に関するもの；

(3) 原子力の工業的生産 (industrial production of atomic energy)、そのエネルギー使用の組織および方法に関するもの；

(4) 原子力獲得のため、必要な原料形態資源および存在地点 (the forms, sources and locations of raw materials) に関するもの；

原子力を人類の危害に使用することを禁止するための分科委員会 (Committee for the prevention of the use of atomic energy to the detriment of mankind)

本分科委員会は、国連総会決議第5項(b)、(c) そして (d) に記された諸目的を達成するため設立されるべきである。

本分科委員会の任務は下記の勧告の作成である。

(1) 原子力兵器、ならびに同質兵器、その他全主要大量破壊兵器の製造および使用を禁止する国際条約の草案に関するもの；

(2) 原子力兵器の製造を禁止し、原子力兵器ならびに全主要大量破壊兵器の使用を防止する措置の検討、かかる措置の確立に関するもの；

(3) 原子力の使用ならびに原子力兵器を禁止する上記国際条約の各条項を厳守させるため、管理方法、体制ならびに組織に関するもの；

(4) 原子力の不法使用 (the unlawful use of atomic energy) に対して適用される制裁体制 (a system of sanctions) の策定に関するもの；

II. 分科委員会の構成

各委員会は、原子力委員会の委員国代表各一名により構成される。各代表は補佐員 (assistants) をもち得ることとする。

III. 分科委員会の手続規定

分科委員会の手続規定は原子力委員会により作成されるべきものとする。

安全保障理事会の拒否権の行使については、

「国際連合憲章によって確立された安全保障理事会の活動原則、たとえば手続事項以外の問題を決定するに当たっての理事会の全会一致主義の原則 (unanimity of the members of the Security Council) をくつがえさんとするごとき企画は平和と安全保障の維持のために国際機関を創設した国際連合の利益と合致しないものである。かかる企画は斥けられねばならない。」と強調し、拒否権の執行の必要性を力説している。

Gromyko は、「結論として、私はいっておきたい。私の声明において強調されたのは、原子力兵器の製造および使用 (employment) を禁止する上述の国際条約の提案が、極めて重要な事項であるということである。」と結んだのである。

Gromyko 案は、東側の主張する原子力の国際管理の柱としての役割を演じていく。特にアメリカの Baruch 案の対抗案としてその使命を果たすことになる。

2. グロムイコ (Gromyko) 案の考察

このソ連代表の演説は、アメリカ代表の演説を詳細に把握したものではなく、原子力委員会

の会議に参加する以前に準備されたものとの印象を与える。いずれにしてもアメリカ案が「原子力の国際管理案」であるのに対し、ソ連案は「原子力兵器の禁止策」ともいるべきものであった。Gromyko案の要点は次のようにまとめられる。

第一、原子力の商業利用：「人民の福祉・幸福の増進、生活水準の向上、科学と文化の発展のための原子力の広大な利用」を訴え、原子力を人類福祉の促進材として利用することを強調した。

第二、原子力兵器禁止国際条約：原子力を大量破壊の目的に使用することを全面禁止すべき主旨を提唱した。その実現のため、核兵器の製造、その使用を禁止する国際条約を締結し、その履行を確立するため、国際的機関を設置する案を強く打ち出した。

第三、国連原子力委員会の任務：原子力の福祉利用、軍事使用を問わず、それに関連するすべての事項から発生する諸問題を処理し、その方針及び実施方法を確立するための組織の構成を主張した。また、具体的な主要項目をまとめると以下の通りである。

(a) 既成の原子力兵器は、原子力国際条約の効力発生後3カ月以内に、すべて廃棄する。

(b) 原子力兵器の使用、製造および貯蔵を無条件に禁止する。

(c) (a)と(b)の条約に違反したものは、人類に対する最も重大な国際犯罪であることを宣言する。

(d) 原子力兵器禁止国際条約の締約国は条約発効から6カ月以内に、同条約違反に対する制裁の国内立法を完了する。

(e) 国連安全保障理事会の5常任理事国の拒否権の原則は、原子力の分野においても堅持されねばならない。

このソ連案にいう「なによりもまず原爆を廃棄すること」という主張が、第二次世界大戦中に原爆の惨害を実感した世界の人々、とりわけ原爆の惨害をうけた日本人の共感をよぶのは当然であったと思う。しかし、これこそソ連提案の最大の狙いにはかならない。あたかもアメリカ案がソ連によって承認されなければアメリカの原爆機密化=独占政策が維持されうるのと同じように、ソ連提案もまた、アメリカによって承認されなければ、ソ連の原爆の開発の途が残るというように、相互に相手の拒否をみこして、その上で国際世論をひきつけることが、アメリカにしても、ソ連にしても狙いとするところであったとみてよいであろう。なぜなら、IAD Aにおいて自己のヘゲモニーを確立し、そのため拒否権の廃止を強調したアメリカ案がソ連によって受け入れられようはずがないのと、まったく同じように長年月と20億ドルの巨費を投じて開発されたアメリカの「地上の宝物」の無条件廃棄を求めるソ連案がアメリカによって受け入れられようはずがない。相互に相手方が拒否するであろうことは、はじめから分かっていたことであった。

とりわけ、アメリカがソ連案に対していだいた不満は、アメリカが独占している原爆を一方的に廃棄せしめられることだけでなく、原爆の保有、製造、行使による条約違反に対する制裁が各国の国内法に委ねられるという点にもあった。このような制裁は、国際的には信用しがたいものである。仮にそれが国際紛争となつても、安全保障理事会がそれを処理するにあたって、五大国の中の拒否権が温存される。アメリカにとっては「悩みの種」となる提案であった。⁽²⁷⁾

このソ連の提案は、自国の原爆の開発を強力に推進しながらも、現存の原爆の廃棄とその保持の不法化を打ち出すという矛盾を孕み、各国

の反応も冷淡であった。⁽²⁸⁾

ソ連はそのような状況を顧慮して、アメリカの案及び国連原子力委員会の会議の内容も把握し、1947年6月11日、原子力委員会の第12回に同国の本格的な原子力の国際管理案を提示する⁽²⁹⁾ことになる。

Gromyko案の評価すべき点は、原子力兵器の製造、使用、貯蔵を禁止する条約を締結し、その発効後3ヶ月以内に、現存の原爆を無条件に廃棄するという革新的な案を主張したことである。さらに、その条約違反は、「人類に対する最も重大な国際犯罪」であると規定した。これはアメリカの原爆の完成までの様々な努力及び犠牲を無視した面はあるが、アメリカが真に原爆の廃絶を企画し、その方法を模索したならば、十分に受け入れ、その実現に向けて協力し得る提案であるといえる。しかし、アメリカの原子力の独占化とそれによる外交的優位を勝ち取る国際戦略政策の堅持⁽³⁰⁾により、その案の文言上の真義が咲くことなく、散っていくのである。

終わりに

科学は原子を、恐るべき破壊力をもたらせ、「兵器」として人類世界に登場させた。「被害地域は広範囲にわたり、右地域内にあるものは交戦者、非交戦者の別なく、また男女老幼を問わず、すべて爆風および輻射熱により無差別に殺

(27) 前田 寿『軍縮交渉史』財団法人 国際文化会館、1966年、103ページ

(28) 1941年10月、ソ連の物理学者 Peter Kapitza はソ連科学者会議で「原子力を開発し、軍事的使用すれば、すぐ戦争を終わらせることができる」と宣言し、ソ連の原爆開発に取り組みの状況を示した。

Richard Dean Burns, ed., Encyclopedia of Arms Control and Disarmament II, Charles Scribner's Sons, 1993, p.772

傷せられ、その被害者の一般的にして、かつ甚大なるのみならず、個々の障害状況よりみるも未だ見ざる惨虐なるものと言うべき」⁽³¹⁾無差別大量殺戮兵器であった。

このような兵器を生み出したのは、直接的には反ナチス亡命科学者の執念にも似た報復心であったが、しかし、これを実用化し、現実に使用するまでに導いたのは、アメリカの政治指導者、軍首脳のグループであった。いうまでもなく、当時有効の無差別殺戮を禁じるジュネーブ議定書の精神に反するのみでなく、文明世界の正当な世論を踏みにじる行為であった。また、よくよく交戦者は害敵手段の選択につき、このような「兵器」は開発されるべきではなかった。一旦開発され、一度使用された以上、原子力を軍事目的とする開発及びその使用の正当性は国際法及び国内法により厳格な禁止を制定すべきだった。原爆は確実に廃絶されるべきものであったのである。しかし、50年を経た今日の核兵器の脅威の凄まじい状況を考えると、その廃絶よりは開発、その保持の放棄よりは獲得に専念してきたと結論付けることができる。

人類は共存共生のため安全と平和を求め、その実現の確立に勤めてきた。紀元前202年、ローマとカルタゴ間の平和条約（Rome-Carthage Treaty of Peace）から1990年のヨーロッパの通常兵器制限条約（Convention on Arms Limitation in Europe CFE Treaty）⁽³²⁾の締結まで、無数の協定及び条約が調印され⁽³³⁾、

(29) Id. III, pp.1248, 1249

(30) Id. II, p.781

(31) 原爆投下時の日本政府の対米抗議文

石本泰雄「原爆判決の意味するもの」『世界』1946年2月号

(32) Richard Dean Burns, ed., Encyclopedia of Arms Control and Disarmament III, Charles Scribner's Sons, 1993, pp. 1137, 1308

(33) 中原喜一郎、齊藤恵彦 監訳 『コマンテール国際

武器の製造及び使用そしてその開発、さらに流通に関する制限、制裁を2000年という長い年月をかけて推進してきた。しかしその努力の真価はどうであったか。

核兵器の廃棄における米・ソの案には第1章及び第2章で明らかにされたように評価すべき条項がある。まず、Baruch案では、「原子爆弾の製造は停止する。」そして「現有の原子爆弾は、条約の規定に従ってこれを処分する。」と提案し、条件付きながらも、その廃棄の意図を鮮明にした。さらに、その条約の違反行為には「重大な性質の罰則」を規定し、厳しく処罰すると同時に、5大国の特権である拒否権まで留保し、厳格に対処したという点である。一方、Gromyko案では、現存の原爆の廃絶において「条約の効力発生後、完成品たると未完成品たるとを問わず原子力兵器の一切を破壊する」と主張し、さらに「原子力兵器、並びに同質兵器、その他主要大量破壊兵器の製造及び使用禁止する。」と原子力の軍事開発の道を絶つ方策を考案した。それのみならず、原子力を軍事使用した場合、「人類に対する最も重大な国際犯罪である」と規定し、その違反行為を厳罰に対処すると強調した点である。

しかしながら革新的なこれらの規定は、国連原子力委員会の両案の審議過程において、米・ソ両国の異なる基本的立場の犠牲となり、その真価を問われることなく消滅したのである。両国の対立点は、アメリカは”原爆廃棄の前提条件としてまず原子力の完全国際管理”を強く打ち出し、ソ連は”原子力の国際管理よりは原爆の不法化”を強調し、交渉の段階ごとに対立し、

国連原子力委員会はその役目を果たさず終わるのである。

はたせるかなソ連は1949年9月始め頃、原爆開発に成功し、1949年9月25日、これを公表した。これによって原子力問題はあらたな段階にはいる。アメリカなど西側諸国は、この状況に対応するため、「平和のための原子」つまり「原子力の平和利用問題」を前面に持ち出す必要にせまられる。兵器としての原子力と商業利用のための原子力との交錯が展開しあげるるのである。

実際、国連憲章において、総会は「国際の平和及び安全の維持についての協力に関する一般原則を、軍備縮小及び軍備規制を律する原則も含めて、審議」することとされ（第11条）、また安全保障理事会は「世界の人的及び経済的資源を軍備のために転用することを最も少なくして国際平和及び安全の確立及び維持を促進する目的で、軍規制の方式を確立するための計画を作成する責任を負う」こととされている。（第26条）。総じて、「言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救う」（前文）ことこそ、国連の実践目的として掲げたのである。⁽³⁴⁾ 国際機関として、その任務の重大性を再認識すべきである。

しかし、残念なことに、原子力を巡る諸国の大心は、この悲惨な非人道的兵器の廃絶よりは、むしろこの有力な兵器の保持、更なる開発の競争に注がれている。

原子力の軍備拡張活動、この人道に反する流れを止めるためには、国連をはじめ、世界各国が一層真の平和実現の政策に取り組み、上記の

『連合憲章上』、東京書籍、1993、368、369ページ

Richard Dean Burns, ed., Encyclopedia of Arms Control and Disarmament I, Charles Scribner's Sons, 1993, pp. 280, 281

(34) Oscar Schachter, Christopher C. Joyner, eds., United Nations Legal Order, Volume 1, Cambridge University Press, 1995, pp.247, 248

両案の評価すべき条項を採択し、その履行に最善を図るしかない。またそのような環境の醸成

は我々人類の背負うべき課題である。